

奈良県告示第四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、椎木土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和四年五月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	山本 雅一	大和郡山市椎木町七二
〃	杉阪 武憲	〃 五三七―三
〃	米田 文美	〃 五六
〃	杉阪 博治	〃 四七一
〃	吉村 知	〃 五四
〃	稲田 義久	〃 二五六―五
〃	杉阪 貴史	〃 四三四
監事	阪本 善彦	〃 六七
〃	水本 眞伸	〃 四二八

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	杉阪 武憲	大和郡山市椎木町五三七―三
〃	山本 雅一	〃 七二
〃	阪本 善彦	〃 六七
〃	杉阪 博治	〃 四七一
〃	吉村 知	〃 五四
〃	稲田 義久	〃 二五六―五
〃	杉阪 貴史	〃 四三四
監事	米田 文美	〃 五六
〃	水本 眞伸	〃 四二八